

○厚生労働省告示第二百二十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、平成二十三年五月十日をもって次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月六日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地
財団法人日本食品油脂検査協会 丸山 武紀 東京都中央区日本橋浜町三丁目 二十七番八号	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	財団法人日本食品油脂検査協会 東京検査所 東京都中央区日本橋浜町三丁目 二十七番八号